

堂免先生

久留先生

平素より大変お世話になっております。

首都圏青年ユニオン連合会事務局です。

貴所よりご連絡いただいた令和2年6月10日付回答書7について、

以下の通り回答いたします。

## 1 ドンフリー法律事務所の表記について

貴職らにおいて認識がないとのことですが、2020年4月30日14時52分に d-lo.jp@dream.ocn.ne.jp のメールアドレスから当組合のメールアドレスに送信されたメールの送信者の表記は「ドンフリー法律事務所（堀）< d-lo.jp@dream.ocn.ne.jp >」となっております。これについて当組合から同年5月12日のメールにて指摘させていただいたところ、貴職らにおいて「堂免法律事務所（堀）」と表記を訂正されたものと認識しております。

なお、このメールの表記に関連して、当組合では何らの操作も行っておりません。

貴職らご主張の通り、メールアドレス自体は同一ですので、貴職らの指示で送信されているメールであるとは考えるところですが、一方で、弁護士が自らの所属する事務所とは別の事務所名を表示して連絡をするということも考え難く、なりすまじやメールアドレスの乗っ取り等の可能性も0ではないため、重要な情報をやり取りする上で念のため確認させていただいたものです。

なお、貴職らのご主張からすれば、貴所メールアドレスの表示が「ドンフリー法律事務所（堀）」となったことについて、（事務員のミスでなければ）理由は不明であるとのことですが、弁護士からの通知において法律事務所名が異なり、かつ、日弁連に登録されない法律事務所名となっている場合、弁護士の名を騙った詐欺等と思われる可能性が高いかと思しますので、単なる表記上の問題と軽視せず、管理を徹底されることをお勧めいたします。

## 2 一体とした解決について

貴職らは、令和2年4月30日付回答書5第1第3項（2）において、「通知法人についての公共職業安定所や労働局に対する「調査依頼」が何を指すものであるかは不明ですが、貴連合会のご判断でおやりください。」と記載し、第2において最終の和解案のご提示をされております。

和解案の提示においては解決金を提示するのみで、他の条件については一切記載はありません。

このような、行政に対する調査依頼を実施して構わないと明言し（かつ、貴職らの主張によれば当組合の主張は事実と異なることが「明らか」であって調査されるようなものもないとのことです）、直後に和解金額の提示のみ行っている回答書において、貴職らが主張するような読み方をするのが「一般的な和解協議における極めて常識的なもの」なのでしょうか。

当組合としては、組合員とくろえクリニックとの労働問題は解決する意思はあるものの、対行政については徹底的に争い行政側の判断を仰ぎたいとの意思に基づく申し出であるとして、分離解釈上当然理解しておりますし、令和2年5月25日付回答書はこれを合理的な理由なく一方的に覆すものであると理解しております。

当然、一般的に和解を以て「終局的解決」を希望することは理解はできますが、本件では貴職らがあえて懲戒請求についても行政手続きについても和解の埒外においた和解案を提案したものであり、これを何らの説明もなく撤回されては交渉当事者である当組合としては困惑するばかりです。貴職らにおいては和解に向けた交渉者、代理人弁護士として、誠実な態度で交渉にあたっていただくことを切に願います。

当方で、組合員、首都圏青年ユニオン連合会としては、本件について、一体となる解決をするために、和解する場合には、貴所のためではなく、くろえクリニックのために、弁護士会への懲戒処分を取り下げるべきであるとの進言をしております。

すなわち、くろえクリニックと組合員および首都圏青年ユニオンとの間でどのような和解をしたとしても、貴所が本件について弁護士会への懲戒処分についてわざわざ許諾してくる以上、弁護士会の貴職らにかかる懲戒処分の調査に付随して、くろえクリニックの問題（誰が雇用契約書を作成したのか、離職票の自署欄にサインをしたのか等）が再度問題提起されてしまうことは容易に推測してしまうからです。

くろえクリニックに影響が残る以上、貴職が主張する「終局的解決」に懲戒手続きの取り下げも含まれると考えるのが貴職の考える「一般的な和解協議における極めて常識的なもの」であったはずで

通常、弁護士であれば、この点も和解するのに対して、貴職らの意見は明らかにくろえクリニックに対して無責任ではないでしょうか。

本件については、非常に重要な問題ですので、首都圏青年ユニオン連合会からくろえクリニックに真偽を確認させていただきます。